

ファーストアカウンティング株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ファーストアカウンティング株式会社と称し、
英文ではFast Accounting Co., Ltd.と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) AI 及び IT を使った会計処理の高速化サービスの提供
- (2) ソフトウェア及びシステムの開発、販売、使用許諾並びにそれらの媒介又は代理
- (3) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (4) 情報の収集、処理、分析及び提供
- (5) 電子決済等代行業、資金移動業及び前払式支払手段の発行業
- (6) 前各号に関するコンサルティング
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第5条 当社は、以下の機関を設置する。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役
- (3) 取締役会
- (4) 監査役
- (5) 監査役会
- (6) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18,944,000株とする。

(単元株式)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式に関する権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(議決権行使の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会で定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の決議)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款の別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は 8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 19 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期はその選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、社長とする。ただし、取締役会で別の者を選定することを妨げない。

3 取締役会は、代表取締役、社長のほか、その決議により、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 24 条 取締役会は、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し、議長となる。

2 取締役会の通知は、会日の 1 週間前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要性があるときには、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第 29 条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 37 条 当社の会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期はその選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第6章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(配当の基準日)

第42条 当会社の剰余金の配当の基準日は、以下のとおりとする。

- (1) 期末配当 毎年12月31日
- (2) 中間配当 毎年6月30日

(配当の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払いの配当財産については、利息を付さない。